

後記—北京大学法学院張千帆教授の本学来訪について

山本 賢二*

張千帆教授は招きに応じて日本大学法学部「外国人研究者」として2016年4月17日から23日まで本学において下記の3回の特別講義を行うとともに、上掲の論文『中国新闻出版管制的法律问题』（『中国におけるプレス管制についての法律问题』）を本誌に寄稿された。本論文の日本語訳には本学大学院新聞学研究科で学ぶ朱夢倩、蔡昕悦、張潔然、賀壹、王雪彤、孫鑫鈺、徐森の7名が当たり、博士後期課程の蔡昕悦がこれを整理した。

特別講義

- 4月18日（月） 大学院講義「中国における人格権と報道の自由」
- 4月20日（水） （教員対象） 研究会「中国の憲政と政治」
- 4月21日（木） 学部講義「言論の自由と中国憲法」

本誌に寄稿された論文は張教授の著書『宪法学导论』（第二版）（法律出版社2008.8）の「(五) 中国对新闻自由的法律限制」（「新聞の自由に対する中国の法的制限」）（pp.567-569）の延長線上にあるものであり、その部分を訳出すると以下ようになる。

.....

(五) 新聞の自由に対する中国の法的制限

中国のそれぞれの憲法においてはいずれも言論と新聞の自由が保障されているが、この自由は一貫して立法による普遍的制限を受けてきた。出版物に対して、中国は伝統的に事前放任、事後追究制度をとってきた（王世傑、錢端升1999.91）。過酷であった清朝の文字の獄であっても、性質的には事後懲罰に属するものにすぎなかった。最も早い事前制限は1908年の光緒報律であり、新聞社の設立に対し保証金納入と官府への報告の条件を規定するとともに、新聞刊行物の発行に対して事前審査制度を実施した。こうした制度は新聞紙の発行に対し極めて大きな負担を増やすとともに、官府にもこの上ない煩雑さをもたらした。

中華民国成立後、『臨時約法』が言論と出版の自由を認めたことで、清末の報律は自ずと廃止された。しかし、『臨時約法』第15条は、約法の権利は「公益を増進し、治安維持、あるいは非常緊急必要時には法律に依ってこれを制限することができる」と規定している。1914年、袁世凱は新聞紙条例と出版法を公布したが、その内、新聞紙条例は新聞紙の出版をもっぱら規定し、出版法は新聞紙以外の「文字図画」の出版を規定するものであった。新聞紙条例は許可と保証金制度を採用した。新聞刊行物は出版前に警察機関の認可を得るとともに、保証金を納めなければならなかった。もし、許可を得なかったり、保証金を納めずに発行すれば、警察官署は直接罰金を決め

*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

るとともに発行を停止することができた。下記の九項目の内容に踏み込んだ新聞刊行物はいずれも非合法とされた。政体を混乱させるもの、治安を阻害するもの、風俗を乱すもの、関係官署が発行を禁止した外交軍事機密およびその他の政務に係わるもの、公的裁判を終えていない案件あるいは傍聴が禁止された訴訟をあらかじめ審理するもの、国会及びその他の官署の意義が法律に依って傍聴を禁止した内容に係わるもの、犯罪者或いは刑事被告人を煽動、庇護、称賛、救護するもの、或いは刑事被告人を陥れるもの、個人のプライバシーを攻撃、あるいはその名誉を棄損するもの。もし新聞紙が上記の禁止事項に違反したと指摘されると、その処分権は法院に属することになる。

1916年、黎元洪が総統に復帰すると、新聞紙条例は廃止された。それによって、新聞紙の出版は出版法の制限を受けるようになった。同法は出版に対し届出制を規定しているだけであったが、合法的に出版された内容に対する制限は新聞紙条例と似通ったものであった。1926年、段祺瑞は各方面の反対意見によって出版法を廃止した。これ以降、全国の新聞出版は自由になった。しかし、北京では依然として「新聞営業管理規則」が存在し、新聞社の設立制限に対し、新聞紙条例よりも厳格にさえた（王世傑、錢端升1999.93）。

1930年、南京政府は新しい出版法を公布したが、その管轄範囲は新聞刊行物雑誌、書籍及び「その他の出版物」を包含した。同法に基づくと、新聞紙と雑誌は届出制を採用し、書籍とその他の出版物は自由に発行できるようになった。しかし、出版物は下記の内容を掲載してはならないというものであった。国民党あるいは三民主義を破壊することを意図としたもの、国民政府を転覆あるいは中華民国の利益を損なうことを意図したもの、公共の秩序を破壊することを意図したもの、善良な風俗を阻害するもの、訴訟の議論の公開を禁止する。新聞出版に対する一党専制と一つの教条の制限が、ここから始まるのである。違法な出版物に対して、内政部は是正、警告あるいは差し押さえができるようになる。1931年の「訓政時期約法」は「言論の発表および著作刊行の自由」を規定しているものの、第15条は法律が制限を加えることを許しているので、出版法は約法に違反しているものではない。以後、国民党は若干の新聞検閲方法をさらに定め、重要都市の新聞紙は審査を受けて始めて発行できるなどとした。

1949年以後、四つの憲法はいずれも新聞出版の自由をそれぞれ規定している。1982年憲法は第35条に「公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」と規定している。しかし、関係法規は出版物に対してかなり厳格な事前審査と事後追究制度を実施している。1997年、国务院は「出版管理条例」を公布した。第5条は「公民は出版の自由の権利を行使する際、憲法と法律を遵守しなければならない、憲法の確定した基本原則に反対してはならず、国家の、社会の、集団の利益とその他の公民の合法的自由と権利を損なってはならない。」と規定している。第11条に基づくと、出版単位の設立はまず省級政府の出版行政部門に申請をしなければならず、審査承認同意を得た後に、国家新聞出版署に審査認可を求めることになる。許可証を得るとともに登記した後に、出版単位は法人資格を得るのである。図書、AVおよび電子出版物の出版社の年度計画及び「国家の安全、社会の安定などに係わる重大なテーマ」（第19条）は省級政府の出版行政部門を通じて新聞出版署に報告届出される。出版物の発行前に、出版単位は新聞出版署、北京図書館（現国家図書館）及び中国版本図書館に無料で見本書を送らなければならない。第25条は如何なる出版物も下記の八項目の内容を含んではならないと規定している。憲法の確立した基本原則に反対するもの、国家の統一、主権と領土保全に危害を与えるもの、国家の安全、荣誉及び利益に危害を与え

るもの、民族分離を煽動、少数民族の風俗習慣を侵害し、民族団結を破壊するもの、国家機密を漏えいするもの、猥褻、迷信及び暴力を宣揚するもの、社会公德と民族の優秀な文化伝統に危害を与えるもの、他人を侮辱或いは誹謗するもの、及び「法律、法規が禁止を定めているその他の内容」。もしも出版、発行、印刷或いは複製業務に従事する者が上述の規定に違反したならば、「出版物と違法所得を没収するとともに、違法所得の3倍以上10倍以下の罰金に処する」ことができ、情状の重大なものは営業停止整頓を命じたり許可証の取り消しもでき、犯罪を構成するものは刑事責任を追究することができる。

2005年9月、國務院新聞弁公室と情報産業部は合同で「インターネットニュース情報サービス管理規定」を公布したが、その第19条はインターネット情報に対して11のタブーを設定した。それは主に、憲法が確定したところの基本原則に違反するもの、国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政權を転覆する、国家の統一を破壊するもの、国家の榮譽と利益を損うもの、民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの、国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの、デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの、猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの、他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの、不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの、不法な民間組織の名によって活動を行うもの、などである。規定に違反した者に対して、國務院新聞弁公室或いは各省政府の新聞弁公室はそれぞれの職権に基づき違法活動の停止を命令するとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処する（互联网严禁煽动非法游行『新京报』2005年9月26日）。これと同時に、地方政府も関係措置を通じてインターネット活動を制限している。例えば、江蘇省委は「大学生の思想政治教育強化改善の実施意見」を公布し、キャンパスのインターネット管理を強化し、監視と管理プラットフォームを作り、誤った情報を「フィルタリング」、削除するよう求めるとともに、電子掲示板にはユーザー実名登録制度を厳格に実施するよう求めている（江苏高校BBS将实行实名制『新京报』2005年10月6日）。

.....

以上の内容および寄稿論文から明らかな張教授の論旨は、中国の統治者は歴史的にさまざまな規制を通じてプレスと言論の自由を制限してきたが、中華人民共和国においても憲法には「公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」と明記しているが、さまざまな規制を設けてそれに一定の枠をはめてきた、というものである。

そして、張教授が本学における特別講義などで繰り返し語ってきたことは、改革開放以来、中国における言論の自由は長足の進歩を遂げた、しかし、憲法に明文規定されている関連条項はまだ十分に実現されていないので、今後さらに公民の權利を確実に保障してゆくべきであるというものであった。こうした中国の憲法に基づく議論は彼の一貫した態度であり、それが彼を「憲政（立憲）主義者」だとする所以である。

張教授は特別講義の中で「いかなる政府も良い法を制定することを通じて、きれいな入り口を維持しようと望むが、良い法が与えたところの義務を担おうとはしない。」「現体制は表面の民主と実質の専制が一つに結びつき、民主と独裁の最も悪い部分をつなぎ合わせたもので、長期的理性が

存在しない。」としながら、「官僚は憲法を回避するが、庶民は真剣に向き合う。憲法は人民の利益を保護するために制定されているからである。」「人民が絶えず憲法意識を向上させ、自覚して憲法を運用すれば、『入り口』の憲法でも公民の権利を保護するために限定的な役割を發揮できる。」とし、憲法の有用性を指摘すると同時に、「中国の憲政に向けての二つの道」について「政府の道」と「民間の道」を挙げ、「政府の道は政府が制度改革を自ら推進でき、その原価はより低くより効果的でもあるが、持続可能性が欠如している。」とし、「民間の道は民間が呼びかけ制度改革を進めるよう政府を促すが、原価は高く、難度も大きく、結果は不確定である。」と指摘し、両者の長所短所を示したうえで、米国の「憲法の父」と称される第四代大統領 James Madison の言葉を引用し『『人民自身』だけが自由の最も頼りになる守護者であり、一度人民が政治の舞台から消え去ってしまえば憲法は一枚の紙くずになってしまう。』とし、「人民自身」に期待を寄せると同時に、清末の立憲運動の指導者張謇の「憲政は政府が実施することが必要であるが、人民も一緒に推進しなければならない。」という言葉によって、「政府」と「人民」の協働の必要性を語り、民間からの憲政推進には「周期的な選挙、党内民主と党外の競争、異なる権力の中心の相互チェック、中立機関の司法審査」のような「制度による支持」が必要であるとしている。

張教授のこうした観点は張教授の所属する北京大学憲法・行政法研究センターが2012年11月に『炎黄春秋』誌と共同開催した「改革コンセンサスフォーラム」（「改革共识论坛」）において採択された「改革コンセンサスアピール」（「改革共识倡议书」）に現れている。

同「アピール」は政治改革が遅々として進まず、「官僚の腐敗、公権の乱用、貧富の格差拡大」など社会に不満が鬱積しているが、「体制外には改革の圧力がなく、体制内には改革の動力がない」中で、「中共18全大会報告は政治体制改革の確固とした意志を伝え、習近平総書記の憲法公布施行30周年記念大会での講話が憲法の実施を重点的に強調したことで、我々に憲法に基づく執政、改革深化の希望を見させた。」「当面、中国の改革は再び十字路にさしかかっている。中国社会は特に改革の原則問題と総体的方向に対してコンセンサスを持たなければならず、特に現代文明の求めたところの民主、法治、人権尊重など憲政の原則に対し基本的なコンセンサスを持たなければならない。」と指摘し、「一、憲法に基づく執政を推進する」、「二、選挙民主を根付かせる」、「三、表現の自由を尊重する」、「四、市場経済を深化させる」、「五、司法の独立を実現する」、「六、憲法の効力を保障する」の6項目のコンセンサスの実現を掲げた。

その中の「三、表現の自由を尊重する」では、「(1)ネット言論が不必要の制限を受けている」ことに対し、「全面的にネット言論管制を解消し、各地の政府がネット言論で公民に対し断罪したり、労働教化を行うことを厳禁すべきである。」とし、「(2)新聞出版が不必要な制限を受けている」ことに対しては、「新聞出版領域の管理は事前の政治的関与から、事後の法的監督に転換し、違法に出版された情報については事後に法的責任を追究すべきである。」とするとともに、「現行の憲法がいまだ効果的に実施されていず、憲法35条の規定する基本的権利がいまだ効果的に保護されていないことにかんがみ、言論と出版の自由の法的保障を着実に強化するとともに、言論出版の自由の法的境界を明確に確定するため、『新聞法』制定の必要がある。」としている。

また、「(3)公民の集会が不必要な制限を受けていること」に対し、「行進示威申請の審査許可は内容審査から手続き的審査に転換すべきであり、審査の目的も公民の表現の自由を制限するのではな

く、暴力衝突、交通渋滞など秩序を混乱させる現象を防止するところに置く。」とし、「(4)公民の結社の自由も不必要な制限を受けている」ことに対しては、「公民の結社申請も同様に内容審査から手続き的審査に転換すべきであるとともに、団体に対し法制化された管理を行うのに便利なように、団体届け出登記制度をつくるべきである。」と呼びかけている。

同「アピール」は、最後に「『世界の潮流は、ぐんぐん流れている。これに順うものは昌え、これに逆らうものは亡びる。』、民主、法治、人権、憲政は阻むことのできない世界の潮流である。…我々は左右の違い、朝野の別をのり越えて、民主、法治、人権尊重、民富国強の憲政中国を打ち立てるため共に努力しよう！」ということばで結んでいる。(http://user.qzone.qq.com/622007780/blog#!app=2&via=QZ.HashRefresh&pos=1356424559)

これより先、6月26日には中国内外の知識人126名の署名した「公民憲政コンセンサス」(「公民憲政共識」)がネットに公表されていた。もちろん、張教授はこの「公民憲政コンセンサス」の署名者の一人でもある。

この「公民憲政コンセンサス」は冒頭に「我々は公民として、自由民主憲政、社会主義憲政、儒家憲政などの違いはあるものの、自分の人としての尊厳を守るために、文明生活に合致した憲政秩序が打ち立てられることを望んでいる。憲政は反社会主義だとか、中国には憲法だけが必要であり、憲政は必要ではないともいう人がいるが、周知のように、往時憲政のない憲法は迫害を受け死に至らしめられた国家主席を保護することさえできなかった。憲政のみが、歴史の暴政再演を防止できる。」と指摘し、「一、人の尊厳は侵されない」、「二、憲政はみんなの清潔な水と空気である」、「三、憲政を擁護し、憲法を実施する」、「四、選挙民主を推進する」、「五、言論の自由を実践する」、「六、信仰の自由を尊重する」、「七、司法の独立を実現する」、「八、官民共治に向かう」という8項目について「コンセンサス」を得たとしている。

その中の「五、言論の自由を実践する」は全文次のように指摘している。

「言論、新聞、集会、結社の自由は公民の尊厳の最たるものであり、公権力を規制し、長期にわたる治世の安定を実現する基本的保障でもある。言論の自由、情報の充足を保証することによって、公民は道徳と心智が成熟に向かうとともに、独立思考によって自分自身の利益にかかわる公共の実務に対し理性的判断を下す能力を持つことができる。ネット時代においては、言論の主導権は個人の掌中に握られており、公民として公共の実務に対し沈黙を保つ理由はない。公民は正当なルートを通じて自己の訴えと要求を表現する権利を持つとともに、他人の表現の自由を尊重する義務もある。公民の言論の自由—特に政府を批判する言論の自由—は政府による剥奪あるいは制限を受けてはならない。新聞と出版の自由は社会の理性の基礎であり、公権力の抑圧を受けてはならない。ひとたび公権力が新聞出版を支配するようになると、必然的に輿論の公器を自分のために奉仕させるよう動かし、国民に対して系統的な情報詐欺と精神的支配を行い、さらに進んで彼らの歴史観や世界観を捻じ曲げ、閉鎖保守、不遜尊大、現実逃避および過激な民族主義などの非理性的心情を助長し、あわせて国家全体を狂乱の中に陥れるのである。この面において、国人はすでに多くの血なまぐさい痛ましい代価を払っている。中国社会を正常に戻すには、必ず新聞独占を打破し、輿論管制を解消しなければならない。」(http://boxun.com/news/gb/yuanqing/2013/06/201306262138.shtml) (「J&M」海外研究動向 山本賢二「中国のジャーナリズム・イデオロギー・憲政運動」参照)

もちろん、張教授の観点について、社会主義を批判し、中国共産党の指導を否定、中華人民共和国を転覆させるものとして批判する者（典型例としては「乌有之乡」に掲載された『图穷匕见：張千帆暴露了“社会主义宪政”的真面目作者：白啸风』www.wywxwk.com/Article/zatan/2015/12/356464.html）もいる。しかし、張教授がいまもって研究者、教授として北京大学にあり、憲政啓蒙活動が行えることは「中国における言論の自由は長足の進歩を遂げた」ことの証明であると同時に、党内にも支持者がいることの反映でもある。

そして、最近において張教授のこうした観点がよく示されるのが彼の言論活動の一部を構成する時評であり、以下にいくつか例示し、彼の「憲政主義者」としての啓蒙活動の一端の理解に資するとともに、「後記」を閉じたい。

① 民主は回り道できないくほみである—『中国震撼』を評す
（「炎黄春秋」2014年第12号）

張千帆：民主是绕不过的坎——评《中国震撼》
2014年第12期 炎黄春秋杂志

『中国震撼』という本は問題があり過ぎる。私は『中国震撼』あるいは国内左派のすべての観点を一律に否定するものではない。『中国震撼』というこの本の「価値」はその観点の説得力にあるのではなく、それはわれわれに民主体制自体の問題、とりわけなゼインドにおいて民主がかなり発展しているにもかかわらず、長期にわたり貧困にあるばかりでなく、環境も保護できていないのかを再考させるところにある。実際には、西側の学者も自分たちの体制を絶えず再考、批判している。こうした現象自体憲政体制の健全さを示している。如何に整った制度を設計しても、実践過程においてはいずれも完全とはなり得ず、いずれも欠点、弱点をもつものであり、そのため批判監督が必要であり、そうして始めて誤りを正し、絶えず進歩することができる。不幸なことは、国内の少なからぬ「左派」は機を見て巧く立ち回り、民主体制が容認しているところの自由な批判を民主に泥を塗る汚点だとして、この点をとらえ、限りなく誇大し、人々を惑わせている。しかし、実際に問題を書くとなれば、中国の公権の腐敗、強制撤去、環境破壊…何冊本が書けるであろうか。ひとたび国内の批判の声が抑えられ、国外の状況に対しても民衆が分からないとなれば、『中国震撼』および国内の一部メディアなどがもたらす輿論の誤導はとりわけ警戒すべきである。

.....

国内の左派が民主に対しいかなる愛憎があろうとも、民主はすべての正常な国家が回り道のできないくほみなのである。民主を誹り、「国粹」を持ち上げ、一部の民主の成功していない国を特に探し出し、民主から逃避する心理的慰めにし、惜しむことなく事実を歪曲しさえし、ある種の既定の結論を「論証」しようとするよりも、自分の問題を直視し、病気に薬を処方すべきである。つまるところ、他人が良いか悪いかは他人の事である。自分が病になっているのに薬を飲むことを拒めば、最後に被害を受けるのはやはり自分なのである。

② 言論の自由は社会の分裂を補てんする基礎である

〔ウォールストリートジャーナル〕中国語ネット版 2015年4月10日)

张千帆：言论自由是弥合社会分裂的基础

《华尔街日报》中文网：cn.wsj.com/gb/20150410/ZQF171740.asp

このほど、中央テレビ局キャスター畢福劍が食卓で毛沢東を揶揄した動画がネットに上げられ大きな騒ぎになっている。柴静のスモッグ動画によって引き起こされた論争が主に自由主義陣営内部で起きたものとすれば、畢福劍の騒ぎは現今の中国左右両派の深刻な分裂を直接明らかにしたものである。より意義があり、より見ごたえがある。

.....

畢福劍の言論は明らかに私的な話に属するものであり、かれの同意を経ずネット上に公表したのは明らかに非道徳である。畢は「公共人物」に属するかもしれないが、公共人物にもプライバシーはある。小さな範囲でのわれわれの個人的話は往々にして公開の場における発言と異なるが、これは古今東西同じである。もちろん、彼が語ったところの毛沢東はなおのこと公共の話題であり、もともと確かに何んら「秘密保護」すべきものではない。言論の自由のある国家においては、国家の指導者について何を言っても問題は無いし、故人となった指導者についてはなおのこと言うに及ばないが、中国の「国情」については周知のとおりである。こうした言論については「自由」が無いことは言うに及ばず、厳粛な議論でさえ空間をもたないのである。幸運にも三十年余りの改革の後、個人の言論空間は大いに拡大された。もし公開の場での言論では「政治的最低ライン」を遵守しなければならないとすれば、私的にあれこれ文句を言ったり、不満をぶちまけてもよいであろう。

こうした意味で言えば、今回の「密告」（あるいは「摘発」）の罪は個人と公共の言論という二つのもともと異なる空間をぶち抜き、個人の空間に私的秘匿性を失わせ、公共空間の不自由をして相対的自由な私的空間を圧迫させるものである。もしこうした行為をそのまま蔓延させていくとすれば、私的言論空間は大きな抑圧を受けることになり、社会的信頼もさらに破壊されるであろう。

.....

私的言論の自由は中国の改革の最大の進歩であり、現代中国の北朝鮮、あるいは五六十年代の中国社会と異なる標識でもある。まさか「文革」期の夫婦同床異夢の時代に戻りたいと考えるものがあるとしてもいいのか。もし同じテーブルで食事をしている人が「密告」できるとすれば、妻は夫の「反動的言論」を摘発できるものなのか。もちろん、こうした状態はまさに極めて少数の現実から遊離した左派が求めることではあるが、左派たちが喜ぶのは早すぎる。一昨日、私はマイクロメール上で、一部の左派の公共墓地において江青を弔う活動が制御され、何人かの年寄りが警察に殴打されたことを見たばかりである。自由派はもちろんこの「文革」の第一線にあった攻撃手を記念するはずはないが、左派たちの言論の自由は尊重するであろう。言論の自由は確かに左右を分けることなく、それは全ての人の権利と言えるものである。君が言論の自由を今日尊重しなければ、明日は自分が言論抑圧の犠牲者になるかもしれない。人は一定の先見性を備える理性的動物であるべきであり、なぜ遅かれ早かれ自分を虐待する制度を支持するというのであろうか。

.....

自由派から見ると、江青を弔う行為は愚かであるが、それがはっきりとした目に見える危害を生み出すことを示す証拠はないので、左派は江青を弔う完全な自由を有する。左派から見ると、毛沢東を揶揄する言論は誤りであるが、現在に至るまで畢福劍の言論はいかなる実際の危害も生んでいない。ネット上では怒涛のようにさまざまな輿論が巻き起こり、左右の論戦は激しく、ますます極端になる趨勢さえあるようである。このままいけば天が崩れるであろうか。私は絶対そうならないとみている。ネット上でさらに騒ぎ立てても、それは口角戦に過ぎず、誰をも傷つけることはない。まして言論は安全弁でもあるので、社会の気分を発散させるのに有益である。人々に発散させなければ、心の中のわだかまりを解消できず、かえって非理性的行動をより引き起こしやすくなる。

事実上、現今の中国の左右分裂はまさに言論の自由の欠如が作り出したものである。公共空間に言論の自由が欠如していることによって、左右はいくらかの基本問題について直接対話ができず、各自の小さな範囲で言論を発表することができるだけで、公開対話の欠如によって必然的に生じる各種「陰謀論」が混ざることによって中国の左右は今日のようにそれぞれが極端に益々走ることになり、基本的理解と同情が欠如するところまで至ってさえいる。彼らの間はずでに観点と立場の違いではなく、二種類の異なる動物、さらには不倶戴天の敵にさえなりつつある。

.....

中国の左右を分割する最大の溝は毛沢東に対する評価である。自由に議論する基盤によってのみ、異なる意見はこの根本的問題に対して最低限のコンセンサスを形成することができる。私のこうした判断には少なくとも二つの理由がある。一つは言論の自由は一定程度毛沢東本人を助けることができる。多数の右派が毛沢東を憎んでいる理由は、主に彼が「大飢饉」と「文革」の悪の第一人者だからである。もしあの時、言論の自由が少しなりともあったとすれば、民族に重大な危害を及ぼしたこの二つの大災難は起きなかったか、あるいは起きたとしてもあれ程までの激しさには至らなかったであろう。とすれば毛沢東は左右の評価が全く異なる人物にはならなかったであろうし、彼に対する評価もこんなにもことさら隠すタブーにはならなかったであろう。

二つは毛沢東がこの二つの悲劇に対して何らかの歴史的責任を負うべきだとしても、自由に議論し、話したいことを余すところ話し、それぞれ腰を下ろし、「事実を並べ、道理を語る」ことのみによってはじめて真相がはっきりし、人を心服させることができるのである。今日この問題において左右の意見の食い違いがかくも大きい理由は、そのカギは政府筋が正常な自由な議論を許さず、左派がある種の重大な歴史事件に対し選択的な「失明」をかこっているからである。

.....

政府がやはり蓋をし、自らが一つの唯一「正確」な答案を提供し、それぞれに「従う」よう望むとすれば、言えることは、中国社会はこの根本的問題に対しコンセンサスを形成することはできず、左右はますます乖離していくであろうということである。人民はずでに子供ではなく、そこにおとなしく座って答えを待つものではない。「思想を正し」、「認識を統一する」時代はずでに過ぎ去り戻ってこない。明智ある為政者は逆行できない歴史の流れに従うべきである。少なくとも、庶民が私的に話したいことを彼らに話させればよいであろう。ましてや政府内部に同様な考えを持つ人も多くなっており、自ら考えているのに、何をもって人には話させないのか。

- ③ 言論をもって罪を定めることは法治でもつとも忌避するものである
〔「フィナンシャルタイムズ」中国語ネット版 2015年05月22日 11:50 AM〕

張千帆：以言定罪是法治大忌

来源：金融时报

2015年05月22日 11:50 AM

最近、北京市検察院第二分院の弁護士浦志強に対する起訴状は「民族の恨みを煽動した」と「故意に事を起こした」という二つの罪状で告発した。起訴状は被告が新浪ウエイポーを利用し、「雲南の暴力テロ事件などにかこつけて、前後八回にわたり多くのウエイポーを流し、情報ネットワークを利用し、民族関係を挑発し、多数のネット利用者がそれを閲覧した後転送やコメントを流すことを誘発し、民族団結を破壊した。」、さらに「社会のホットな事件などに対して、侮辱的言葉で関係者田なにかし、申なにかしなど多数の人にたいして思いのまま罵倒し、多数のネット利用者がそれを閲覧した後転送やコメントを流すことを誘発し、悪辣な社会的影響をつくり出した。」ことで、これによって被告が「情報ネットワークを利用し、民族関係を挑発し、その情状は重大であり」、「公然と他人を罵倒し、その情時用は悪辣であり、社会秩序を破壊した。」と認定したと述べている。

以上が起訴状のすべての要点である。不要な不部分を除けば、起訴状の実質は一ページに満たない。これが公安、検察が一年余り延ばし、何度か返却し補充捜査を行った「協力の成果」であり、驚かざるを得ない。起訴状は被告の「犯罪」事実に対し簡単に羅列し、何を言っているか不詳で、すべての罪を定める証拠は被告が過去の数年間に発表した若干のウエイポーであり、そのため典型的な言論を以て罪を定めるものである。

こうしたやり方は被告の憲法 35 条によって保護されている言論の自由を侵害する疑いがあるばかりでなく公安と検察が公民の基本的人身の自由に対して畏敬が欠如していることを具現化しており、この自由をはく奪する公権力を行使する過程の中で明らかに軽率すぎる。浦志強の表現方法は辛辣で厳しいものかもしれないが、自らの思考を経て発表した責任ある言論である。いったい正しいか誤りかは言論が自由で、言いたいことを余すところなく言える環境の下で、すべての聴く者に決めさせるべきであり、国家機器によって刑法の手段を繰り出し、沈黙を強制するべきではない。もし、公安と検察を国家機器の「腕」に例えれば、彼らに公民が何を話すことができ、何を話すことができないかを決めさせることであり、あたかも「腕が頭を管理する」に等しく、このように国を治めることは明らかに極めて危険である。

.....

人類が国家を打ち立てた理由は、第一の目的は人民の安全を保障することにある。人民が国家を打ち立てた際それにすべてを独占する合法的暴力を授けた理由は、個人が暴力を行使して互いに傷つけあうことを防止するためである。国家が打ち立てられたのち、すべての個人の暴力は正当防衛のためを除き、非合法になった。国家の基本任務は独占している正当な暴力を通じて正当ではない個人の暴力を制圧、防止するものであり、暴力独占機関は「公共の安全」に責任を負う警察である。しかし、警察も誤りを犯す凡人でもある。彼らが権力で私利を図り、国家が付与した公権力を

自己の私権力に変えることも防止しなければならない。もし、彼らの権力に対し制約がないとすれば、警察も人民の保護者ではなく抑圧者となる可能性を持つ。公安は公共の安全をもたらさないばかりか、逆に人民の安全を損なうことになる。

.....

もちろん、言論の中には若干の誤り、あるいは有害情報も含まれる可能性があるが、これらの誤りは一つの自由な交流とやり合う環境の下で始めて識別できるのである。言葉を換えて言えば、言論の誤りを正すには、沈黙を強制するのではなく、より多くの自由な言論を通じなければならない。もし国家が議論の中断を強行するならば、真理と誤謬はかえってはっきりしなくなってしまう。価値判断は人によって異なり、国家は支配者自身の立場を人民に強要する権利はない。

.....

本案の起訴状は浦志強が発表した一部のウェイポールの言論が「故意に事を起こし」、さらには「民族の恨みを煽動した」と公言しているが、われわれはただ「情状が重大であり」、「社会秩序を破壊した」などの一連の空虚なレッテルを目にするだけである。一年余りを経ても、これらの言論がなんらかのよくない現実的後の結果を生んでいることを目の当たりにしていない。起訴状の中の被害者「田なにがし」、「申なにがし」、あるいは政府部門のスポークスマンであれ、全国人民代表大会代表であれ、その公共人物としての名誉は言論の自由の前では譲歩すべきである。名誉が棄損されたとしても、国家の控訴機関が出てきて言論に懲罰を与えるのではなく、彼ら自身が立ち上がって権利を守るべきである。

.....

もし警察が、公民がなにかを言ったことで勝手に人を捕まえることができるとすれば、我々すべての人間は「腕が頭を管理する」という危険な国家に生活していることになり、いかなる人の言論の自由と人身の安全も基本的な保障が得られなくなる。準司法機関としての検察院は本来公安という「腕」を管理すべきである。憲法第 131 条は特にそれに「独立して検察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人の干渉を受けない」よう責任を与えている。しかし、この薄い起訴状は北京第二分院が今回尽くすべき憲法の職責を履行しなかったことを示しているだけである。

④ ファシズムは決して我々から遠く去ってはいない

(「ウォールストリートジャーナル」中国語ネット版 2015 年 9 月 4 日)

張千帆：法西斯并未离我们远去

《华尔街日报》中文网：<http://cn.wsj.com/gb/20150904/ZQF123529.asp>

各国が反ファシズム勝利 70 周年を記念しているとき、中国も規模の膨大な観閲式を行った。中国は日本の侵略戦争の苦しみを深く被ってきたので、当然勝利を記念する必要があるが、記念は勝利を歓呼し、侵略を非難するレベルに留まるべきではなく、このファシズム戦争が発生したところの原因を再考すべきである。もし、自国が戦勝国と被害者であり、軍国主義、ファシズムが日本、ドイツの事であると簡単に考えるだけだとすると、これらの国が特に残忍で好戦的であり、これらの民族には戦争を仕掛ける「文化的遺伝子」があるかのようになるが、それは皮相的であるばかり

でなく、危険でもある。事實は、往時中国侵略戦争と太平洋戦争を仕掛けた日本はまさに第一次世界大戦の戦勝国の立場で出現したものである。日本が軍国主義の道に足を踏み入れた理由は、日本人が特に「悪い」、あるいは生まれながらにしてある種の侵略性を備えていたからではなく、その自由民主憲政制度が完全に転覆させられていたからである。もし、国家制度に根本的問題が生じるとすれば、誰でもファシズムとなる可能性があるのである。

.....

今年の早い時期に、国内で日本の学者前坂俊之の『太平洋戦争と日本の新聞』（前坂 俊之（著）『太平洋戦争と新聞』講談社学術文庫 2007/5/11）が翻訳出版されたが、これは日本の中国侵略の制度的原因を明らかにした力作だと言える。このそれほど厚くない本は一つ一つのストーリーで戦争と新聞の関係を直截的に映し出し、一つの国がファシズムに向かうのには、先ず民主を廃棄し、新聞を統制しなければならないことを生き活きと描いている。なぜならばこの両者は国家のファシズム化の最大の障害だからである。往時、日本が戦争に向かった理由は、新聞統制下のメディアがその職責を全うしなかったことにその責任があることを免れ得ない。

.....

『太平洋戦争と日本の新聞』は、われわれに日本の中国侵略戦争が如何にして政府のメディア統制の下で仕掛けられ、持続的に行われたのかを生き活きと明らかにしている。

…ファシズムは一種のウイルスのように、一度日本とドイツを襲ったが、その変種がロシアと中国を相次いで襲ってもいる。こんにち、ドイツ日本はすでに憲政民主国家になっており、このウイルスから根本的に離脱した。安倍政府はメディアに対する統制を強めているかのようであるが、前の世紀の二三十年代とはすでに同じに論じることはできなくなっている。日本の新聞の自由は早くに確立されており、昔に回帰することは不可能であり、国家の政策方針に百年近く前のようなとんでもないことが起きるはずもなくなっている。ひるがえって、新聞の自由の欠如はすでにわれわれに重大な対価を払わせている。「大飢饉」、「文革」のような悲劇が発生した理由は、第一に基本的な言論と新聞の自由が無いためである。言論と新聞の自由が無ければ、一つの国に戦争を含むいかなる事柄をも発生させる。戦争が終結して70周年になるが、ファシズムが我々から遠く去ってしまったとは考えてはいけない。新聞の自由と民主制度が確立されなければ、いかなる者もこの保証書を出すことはできない。

.....

実際には、中国と日本の平和を永久に保障し、両国関係を徹底的に修復することは決して難しいものではなく、その前提は両国人民が政府の干渉の無い前提の下で、自由な交流を通じて、相互に理解し、気持ちを通わせ、より多くの中国人に真実の日本を理解させ、より多くの中国人に真実の中国を理解させることである。国家がニュースを故意に創り出したり、制限したりせず、さまざまな「抗日神話」をでっちあげるのに参与せず、人民間に人為的障害と誤って導く環境がない中で自由に交流させられることが出来さえすれば、誤解や恨みは最終的に無くなるであろう。極左あるいは極右のファシズム勢力は両国において依然として存在していくであろうが、彼らは自由民主政体という大局を主導することはできないであろう。